

承認第1号

専決処分の承認について
(権利の放棄)

緊急を要したため、令和4年12月13日に別紙のとおり専決処分を行ったので、報告するとともに承認を求める。

令和5年2月10日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 堀口 文昭

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

1 放棄する権利

種 別 診療報酬返還請求権

金 額 債権額220,113円のうち102,096円を限度とする額

債務者 大阪府大阪市福島区海老江二丁目1番36号

医療法人友愛会（社団）

理事長 松本 直彦

2 放棄の理由

大阪地方裁判所令和3年（再）第7号再生手続開始申立事件における医療法人友愛会（社団）が提出した再生計画案に同意するため

令和4年12月13日専決

京都府後期高齢者医療広域連合長 堀口 文昭